



これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手を取りあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくし がっつら

ふれあいネットワーク

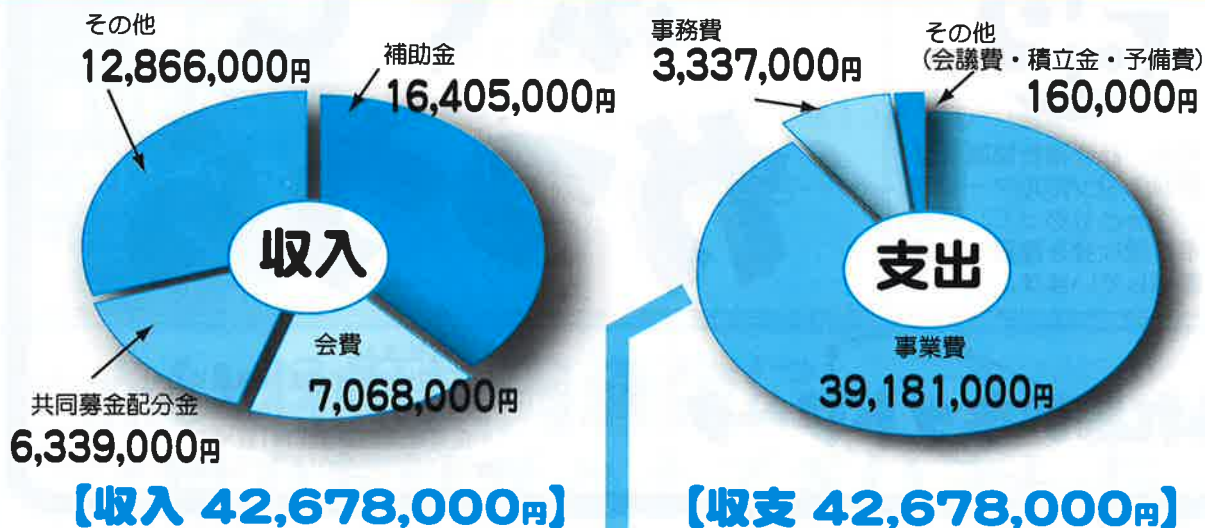
編集・発行
(年1回)

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73-6101 FAX(0470)73-6102



保健福祉センター利用風景 ☆男の料理教室☆

平成22年度一般会計予算



皆様からいただいた会費等の収入は次のような事業に使われます。

歳末助け合い 援護費 4,258千円	福祉活動費 27,844千円	共同募金 配分事業 2,081千円	地域ぐるみ 福祉活動 3,998千円	基 による事業 1,000千円
★生活困窮世帯などへ配分	★合同相談事業 ★在宅ねたきりの方に介護用品支給 ★生活福祉資金貸付事業 ★敬老文通活動事業 ★生活支援訪問介護事業(ホームヘルパー) ★保健福祉センター管理費	★法外援護費 ★福祉団体等に助成金 ★子供の遊び場補修 ★特別支援学校児童に図書券配布 ★地区社会福祉協議会活動費	★お元気コール事業 ★ボランティア活動保険 ★ボランティア活動助成金 ★ボランティアセンター活動事業	★敬老慰問金 ★父子家庭児童に進学祝金 ★在宅心身障害者見舞品

平成21年度一般会計歳入歳出決算

単位 円

歳 入			歳 出		
会 費	6,985,300	会 議 費	3,260		
補 助 金	17,343,453	事 務 費	3,994,060		
委 託 金	7,385,511	事 業 費	35,527,347		
配 分 金	4,845,065	援 護 費	2,764,065		
事 業 収 入	0	福 祉 活 動 費	26,120,672		
寄 付 金	664,705	共 同 募 金 配 分 事 業	2,087,600		
基 金 収 入	151,059	基 金 事 業	903,000		
雑 収 入	484,880	地 域 ぐ る み 福 祉 活 動 費	3,652,010		
財 産 収 入	3,500	積 立 金	0		
繰 入 金	0	予 備 費	0		
繰 越 金	3,671,819				
歳 入 合 計	41,535,292	歳 出 合 計	39,524,667		

差引 2,010,625円 平成22年度へ繰越

平成22年度 事業計画

事業名	内容
1. 会議等の開催	1. 理事会、監査会、評議員会 2. 生活福祉資金、老障資金貸付調査委員会
2. 地域福祉推進ネットワーク事業	1. ボランティア連絡協議会との連携・支援 2. 広報啓発活動の推進 3. 県主催の会議及び研修会に参加 4. 各地区社協・ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成 5. ボランティア活動保険の加入
3. ボランティアセンター事業	1. ボランティアセンター運営委員会 2. 情報誌『ほらんていあ』の発行 3. ボランティア講座「観光・災害・サロン」3講座開催 4. おもちゃ図書館『夢ぼけっと』の開設 5. ゆうゆう広場開催 6. 高齢者疑似体験セット等の貸出
4. 福祉振興基金活動事業	1. ボランティア活動費助成（グループ・連絡協議会）
5. 低所得者援護対策	1. 生活福祉資金（総合支援資金等）・福祉資金貸付金庫の貸付 2. 法外援護 3. 歳末たすけあい配分金の支給
6. 児童・父子・母子福祉対策	1. 赤い羽根子供の遊び場の補修 2. 特別支援学校児童に対し図書券を配布 3. 母子福祉会に活動費助成 4. 父子家庭児童に就学祝金支給
7. 高齢者福祉対策	1. 独居老人安否確認事業（お元気コール）の実施 2. 老人居室増改築資金貸付事業の実施 3. 市老人クラブ連合会への活動助成 4. ねたきり老人の慰問及び見舞品支給（介護用品） 5. 敬老慰問金の支給（80歳以上の独居老人） 6. 敬老文通活動の実施（小学生による葉書発送） 7. 日常生活自立支援事業に協力
8. 心身障害者（児）福祉対策	1. 重度障害者居室増改築改造資金貸付事業の実施 2. 在宅ねたきり身体障害者（児）の慰問及び見舞品支給 3. 身体障害者福祉会へ活動費の助成
9. 合同相談 （高齢者等相談支援事業）	1. 年間33回、保健福祉センター・市役所・上野集会所・総野集会所・興津公民館、受付時間：午後1時から午後3時まで開設 2. 相談員の研修
10. 趣旨普及事業	1. 年1回「ふくしかつうら」を発行
11. 受託事業	1. 勝浦市保健福祉センター管理運営 2. 勝浦市福祉カーの管理運営 3. 生活支援訪問介護業務の実施（ホームヘルパー）
12. その他	1. 地区区長会、遺族会、民生児童委員協議会に活動費助成 2. 千葉県社会福祉大会に参加 3. 共同募金に協力

合同相談事業

悩み事など一人で考えず、まずは相談してみたいかがですか。なにか良い解決策が見つかるかもしれません。



市と市社会福祉協議会では、「合同相談事業」を実施しております。
相談員は、民生児童委員・行政相談委員・人権擁護委員の3者体制で皆さんの相談に応じております。

【会場】
保健福祉センター
勝浦市役所
興津公民館
上野集会所
総野集会所

★秘密は厳守。★相談は無料です。
★受付時間は午後1時～午後3時までです。
※勝浦市の広報「かつら」に毎月の予定を掲載しております。

勝浦市福祉カー活用事業

ご利用ください。車椅子搭載可能な福祉車両



勝浦市社会福祉協議会では車椅子搭載可能な福祉車両の貸出及び送迎サービスを行っております。

この福祉カーは心身障害者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図る事を目的に設置されています。

福祉カーを利用するには

福祉カーの利用対象者は勝浦市に住所を有する者及び、団体で次の各号に該当する者(団体)となります。

- (1) 心身障害者(児)及び高齢者、並びにその家族
- (2) 社会福祉団体及び社会福祉施設
- (3) 社会福祉ボランティア
- (4) その他、市長が適当と認めたもの

【貸出料等】

- (1) 貸出料は無料です。
- (2) 使用した分の燃料(ガソリン)代を返却時にお支払い頂きます。

【貸出期間等】

- (1) 原則、貸出期間は一回につき3日以内となります。
- (2) 貸出を希望する場合は、利用日の5日前までに申請してください。

【送迎サービス】

車を運転する事等ができません、病院への通院等に不便のある場合は、取り扱い基準を満たす方に限り、社会福祉協議会職員による送迎サービスをご利用できます。

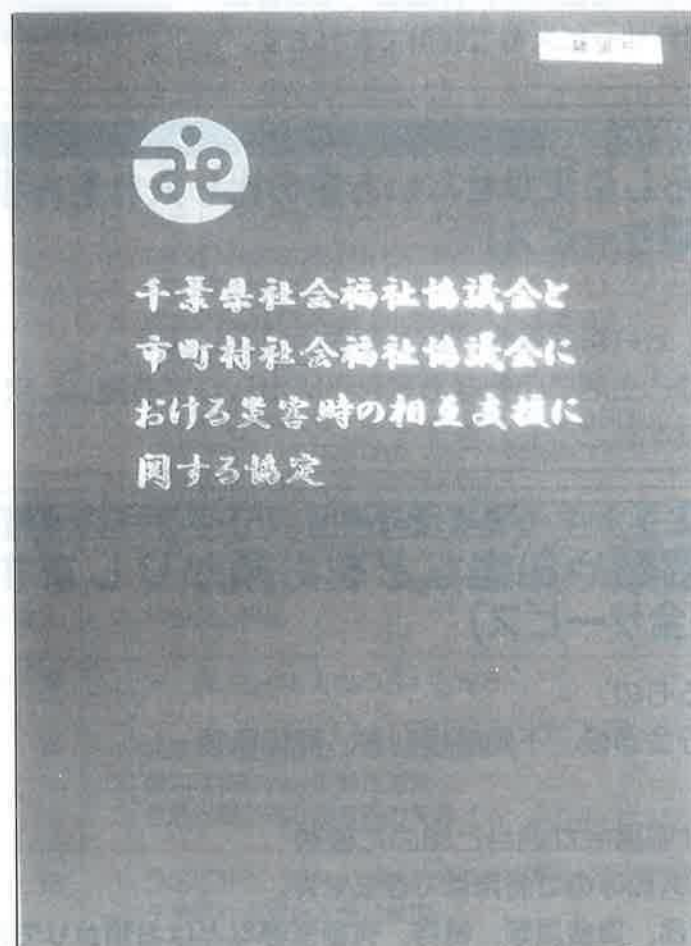
■詳しくは…勝浦市社会福祉協議会へお問い合わせください。

★災害時相互支援協定締結★

千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会に
おいて【災害時相互支援協定】が締結されました。

この協定は、地震や豪雨、事故等の災害が県内で発生した際、千葉県社会福祉協議会と県内54市町村の社会福祉協議会が連携し、専門性を発揮した支援を展開するのが目的です。

※具体的には、災害時における連絡窓口や千葉県社会福祉協議会を通じた相互支援、要援助者の実態把握、さらには災害ボランティアセンターの設置・運営支援、緊急福祉サービスの提供等に取り組み、ボランティアに対する情報提供と活動支援に必要な物品の提供・調達等があります。





日常生活自立支援事業

福祉サービス利用援助事業

《どんな制度なの?》 高齢者や障害のある方等が、地域で安心して生活できるように支援する事業です。具体的には…

1 福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。 〔福祉サービス利用援助〕

〈例えば〉

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。

※日常生活自立支援事業をご利用中に専門家の援助や助言が必要になった場合には、弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービスもご利用になれます。



2 お金の管理が心配 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。 〔財産管理サービス〕

〈例えば〉

- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出ししてお渡しします。
また、預け入れすることもできます。

3 例)通帳や年金証書などをどこに置いたか忘れてしまう 大切な書類や印鑑などをお預かりします。 〔財産保全サービス〕

〈お預かりできるもの〉

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※財産保全サービスのみのご利用はできません。

又、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。

《利用するにはどうすればいいの?》

①まずは、勝浦市社会福祉協議会にお問い合わせください。



②社会福祉協議会の専門員が利用相談者のご自宅等に訪問し、困っていること等をお聞きします。

利用相談者のサービスの希望、状況に応じた「契約内容・支援計画」を作ります。ご理解いただいたうえで、契約を結びます。

※なお、契約については、契約内容の判断能力の有無、また、支援内容等が適しているかどうか等についての〔契約締結審査会〕があります。



③契約成立後、「生活支援員」が派遣され、サービスの提供が始まります。



《利用料はかかるの?》

○利用料は有料になります。

利 用 料

(1ヶ月の合計時間で請求いたします)

- 相談や支援計画の作成は無料
- 生活保護世帯は無料
- 生活支援員(専門員による臨時支援を含む)による支援は有料
- 弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービスは無料

	1回の支援時間	料 金		1回の往復時間	料 金
福祉サービス 利用援助	1時間未満	500円	生活支援員の交通費 (生活支援員の自宅から 利用者宅の往復に要する 移動時間)	30分未満	無 料
	1時間以上 1時間30分以内	1,000円		30分以上1時間未満	500円
財産管理 サービス	1時間30分以上 2時間未満	1,500円		1時間以上	一律1,000円
	以降、同様に30分毎に500円加算				
年会費	年間3,600円(月額300円)		財産保全サービス	年間3,000円(月額250円)	

ご寄付
ありがとう
ございました

皆様から寄せられた貴重な善意を大切に
役立てます。

(平成22年4月～平成23年1月) (敬称略)

★勝浦市役所職員組合…………… 6,798円

赤い羽根共同募金に ご協力ありがとうございました。

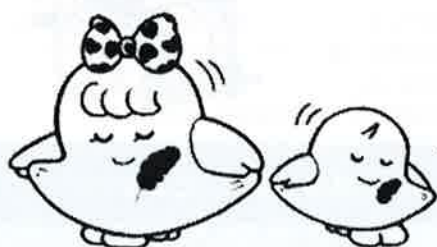
勝浦市の募金額 3,259,224円

共同募金運動のシンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」

共同募金運動のシンボルキャラクターは「愛ちゃんと希望くん」です。

愛ちゃんと希望くんは、昭和61年、公募により採用された図案をもとに誕生しました。

シンボルキャラクターのふたりは兄弟で、姉が愛ちゃん、弟が希望くんといいます。



はじめまして!
愛(あい)ちゃんと
希望(きぼう)くんです。

共同募金の理念は、お互いに助け合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会を目標に活動することです。

勝浦市で集まった募金は、千葉県共同募金会で集計された後、各地域の社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等に配分され福祉のために役立てられます。

勝浦市社会福祉協議会に配分される募金は重度障害者見舞品や子供の遊び場の補修、また、ボランティア団体助成金等に活用させていただきます。

社協会費 ご協力ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた会費は、平成23年1月31日現在で5,520,700円です。各区長様をはじめ区役員の皆様には、会費募集について多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。また、ご協力いただきました市民の皆様にも厚くお礼申し上げます。

この財源は、各種福祉事業(見舞品支給事業・地区社協活動の支援・ボランティア活動推進等)地域福祉サービスの充実のために活用させていただきます。